

兵庫県公報

令和6年6月3日 月曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

| | |
|-------------------|-----|
| 監査委員公告 | ページ |
| ○ 監査の結果について | 1 |

監査委員公告

令和6年6月3日

兵庫県監査委員

花岡正浩
小畑由起夫
高橋みつひろ
中田慎也

監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、令和5年10月30日から6年5月23日までの間に実施した地方機関等の監査の結果を次のとおり公表する。

————— 目 次 —————

| | |
|-----------------------------|----|
| 第1 監 査 の 実 施 | 3 |
| 1 監 査 の 実 施 方 針 | 4 |
| 2 監 査 の 対 象 | 4 |
| 第2 監 査 の 結 果 | 5 |
| 1 総 括 | 6 |
| 2 指 摘 の 状 況 | 6 |
| 3 主 な 指 摘 事 項 | 7 |
| 4 留 意 ・ 改 善 ・ 要 望 事 項 | 8 |
| 第3 指 摘 項 目 の 内 容 | 10 |
| 地 方 機 関 等 | 11 |

第1 監査の実施

1 監査の実施方針

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく監査を、兵庫県監査委員監査基準に準拠し、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているかを主眼として実施した。

2 監査の対象

令和5年10月30日から6年5月23日までの間に実施した監査の対象とした247地方機関等の名称及び監査の実施日は、次表のとおりである。

| 実 施 機 関 名 | 監 査 実 施 日 |
|----------------------|--|
| 総務部 東播磨県民局 | 令和6年5月20日、22日 |
| 北播磨県民局 | 令和6年5月10日、13日 |
| 中播磨県民センター | 令和6年2月5日、7日 |
| 西播磨県民局 | 令和6年3月6日、8日 |
| 但馬県民局 | 令和5年12月20～21日 |
| 丹波県民局 | 令和5年11月28～29日 |
| 淡路県民局 | 令和6年1月22日、29日 |
| 東京事務所 | 令和6年2月8日 |
| 県民生活部 兵庫陶芸美術館 | 令和5年11月30日 |
| 危機管理部 広域防災センター | 令和6年5月14日 |
| 福祉部 中央こども家庭センター | 令和6年5月23日 |
| 加東こども家庭センター | 令和6年5月14日 |
| 姫路こども家庭センター | 令和6年2月8日 |
| 豊岡こども家庭センター | 令和5年12月21日 |
| 県立明石学園 | 令和6年5月23日 |
| 保健医療部 県立健康科学研究所 | 令和6年5月23日 |
| 食肉衛生検査センター | 令和6年5月23日 |
| 産業労働部 県立ものづくり大学校 | 令和6年2月8日 |
| 県立但馬技術大学校 | 令和6年1月16日 |
| 農林水産部 県立農林水産技術総合センター | 令和6年5月13日 |
| 姫路家畜保健衛生所 | 令和6年2月8日 |
| 朝来家畜保健衛生所 | 令和6年1月17日 |
| 淡路家畜保健衛生所 | 令和6年2月9日 |
| 県立森林大学校 | 令和6年5月1日 |
| 環境部 森林動物研究センター | 令和5年10月30日 |
| まちづくり部 県立淡路景観園芸学校 | 令和6年2月13日 |
| 教育委員会 播磨東教育事務所 | 令和6年5月23日 |
| 播磨西教育事務所 | 令和6年2月8日 |
| 但馬教育事務所 | 令和5年12月21日 |
| 丹波教育事務所 | 令和5年11月29日 |
| 淡路教育事務所 | 令和6年2月13日 |
| 県立南但馬自然学校 | 令和6年1月17日 |
| 県立但馬やまびこの郷 | 令和6年1月17日 |
| 県立総合教育センター | 令和6年4月19日 |
| 県立図書館 | 令和6年5月23日 |
| 県立歴史博物館 | 令和6年2月8日 |
| 県立コウノトリの郷公園 | 令和6年1月17日 |
| 県立考古博物館 | 令和6年5月23日 |
| 東灘高等学校 外162校 | 令和5年10月30日、11月20日、11月21日、11月22日、11月30日、12月12日、12月14日、令和6年1月11日、1月15日、1月16日、1月17日、1月24日、1月25日、1月30日、2月8日、2月9日、2月13日、4月18日、4月19日、4月30日、5月1日、5月9日、5月14日、5月23日 |
| 公安委員会 東灘警察署 外45署 | 令和5年11月20日、11月21日、11月22日、11月30日、12月12日、12月14日、令和6年1月15日、1月17日、1月25日、2月8日、2月13日、4月18日、4月19日、4月30日、5月1日、5月9日、5月14日、5月23日 |

第2 監 査 の 結 果

1 総括

今回の監査の結果、指摘事項が26機関において54項目あった。内容面では収入未済と財産管理事務が多く、両区分で全指摘項目の半数近くを占めている。

収入未済については、200万円以上の県税高額滞納額は減少したものの、全体では依然として多額となっている。

財産管理事務については、13項目のうち公用車の損傷に関するものが約4割を占めている。

これらに加え、土地売買契約において支出年度を誤っていたものや、資金前渡された現金を長期間金庫に保管していたものなど、内部管理等が適正に運用されていれば防げる誤りが見受けられた。

上記を踏まえて、事務執行を適正に推進していく上で特に必要と思われる項目を「留意・改善・要望事項」として取りまとめたので、特段の配慮を願いたい。

2 指摘の状況

地方機関等ごとの指摘項目数は次表のとおりである。

| 機 関 名 | 予算 執行 | 収入 未済 | 収入 事務 | 支出 事務 | 財産 管理 | 工事 事務 | 補助 事業 | 契約 事務 | 合計 | 指摘頁目 の 内 容 |
|----------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----|---------------|
| 東播磨県民局 | | 3 | 2 | | 2 | 1 | | 1 | 9 | 11頁 |
| 北播磨県民局 | | | 2 | | | 1 | | | 3 | 11頁 |
| 中播磨県民センター | 1 | 3 | 2 | | 2 | | 1 | | 9 | 12頁 |
| 西播磨県民局 | 1 | 1 | | | 1 | 1 | | | 4 | 13頁 |
| 但馬県民局 | | 1 | | | 1 | | | 1 | 3 | 13頁 |
| 丹波県民局 | | | | 1 | | | | | 1 | 13頁 |
| 淡路県民局 | | 2 | | | 2 | | | | 4 | 14頁 |
| 兵庫陶芸美術館 | | | | | | | | 2 | 2 | 14頁 |
| 広域防災センター | | | | | 1 | | | | 1 | 14頁 |
| 中央こども家庭センター | | 1 | | | | | | | 1 | 14頁 |
| 加東こども家庭センター | | | | | 1 | | | | 1 | 15頁 |
| 姫路こども家庭センター | | 1 | | 1 | | | | | 2 | 15頁 |
| 県立農林水産技術総合センター | | | | | | | | 1 | 1 | 15頁 |
| 県立淡路景観園芸学校 | | | 1 | | | | | | 1 | 15頁 |
| 有馬高等学校 | | | 1 | | | | | | 1 | 15頁 |
| 篠山東雲高等学校 | | 1 | | | | | | | 1 | 15頁 |
| 多可高等学校 | 1 | | | | | | | | 1 | 15頁 |
| 相生産業高等学校 | | | 1 | | | | | | 1 | 16頁 |
| 青雲高等学校 | | | 1 | | | | | | 1 | 16頁 |
| のじぎく特別支援学校 | | | | | 1 | | | | 1 | 16頁 |
| 神戸特別支援学校 | | | | 1 | | | | | 1 | 16頁 |
| 西神戸高等特別支援学校 | | | | 1 | | | | | 1 | 16頁 |
| 西宮警察署 | | | | | 1 | | | | 1 | 16頁 |
| 伊丹警察署 | | | | 1 | | | | | 1 | 16頁 |
| 宝塚警察署 | 1 | | | | | | | | 1 | 16頁 |
| 高砂警察署 | | | | | 1 | | | | 1 | 16頁 |
| 合 計 (26機関) | 4 | 13 | 10 | 5 | 13 | 3 | 1 | 5 | 54 | |

なお、次の地方機関等については指摘はなかった。

| | |
|-------|---------------------------------------|
| 総 務 部 | 東京事務所 |
| 福 祉 部 | 豊岡こども家庭センター、県立明石学園 |
| 保健医療部 | 県立健康科学研究所、食肉衛生検査センター |
| 産業労働部 | 県立ものづくり大学校、県立但馬技術大学校 |
| 農林水産部 | 姫路家畜保健衛生所、朝来家畜保健衛生所、淡路家畜保健衛生所、県立森林大学校 |
| 環 境 部 | 森林動物研究センター |

| | |
|--------------|--|
| <p>教育委員会</p> | <p>播磨東教育事務所、播磨西教育事務所、但馬教育事務所、丹波教育事務所、淡路教育事務所、県立南但馬自然学校、県立但馬やまびこの郷、県立総合教育センター、県立図書館、県立歴史博物館、県立コウノトリの郷公園、県立考古博物館、東灘高等学校、御影高等学校、神戸高等学校、兵庫工業高等学校、神戸工業高等学校、神戸北高等学校、神戸甲北高等学校、神戸鈴蘭台高等学校、夢野台高等学校、兵庫高等学校、湊川高等学校、長田高等学校、長田商業高等学校、須磨東高等学校、須磨友が丘高等学校、北須磨高等学校、舞子高等学校、星陵高等学校、神戸商業高等学校、伊川谷北高等学校、伊川谷高等学校、神戸高塚高等学校、尼崎小田高等学校、尼崎工業高等学校、神崎工業高等学校、尼崎稲園高等学校、尼崎高等学校、尼崎北高等学校、武庫荘総合高等学校、尼崎西高等学校、鳴尾高等学校、西宮南高等学校、西宮高等学校、西宮今津高等学校、西宮北高等学校、西宮甲山高等学校、西宮香風高等学校、伊丹高等学校、伊丹西高等学校、阪神昆陽高等学校、伊丹北高等学校、芦屋高等学校、国際高等学校、宝塚東高等学校、宝塚北高等学校、宝塚高等学校、宝塚西高等学校、川西緑台高等学校、川西明峰高等学校、川西北陵高等学校、猪名川高等学校、北摂三田高等学校、三田西陵高等学校、三田祥雲館高等学校、柏原高等学校、氷上西高等学校、氷上高等学校、篠山鳳鳴高等学校、篠山産業高等学校、明石高等学校、明石南高等学校、錦城高等学校、明石北高等学校、明石城西高等学校、明石清水高等学校、明石西高等学校、農業高等学校、加古川北高等学校、加古川東高等学校、加古川西高等学校、加古川南高等学校、東播工業高等学校、西脇北高等学校、西脇高等学校、西脇工業高等学校、三木北高等学校、三木東高等学校、三木高等学校、高砂高等学校、高砂南高等学校、松陽高等学校、小野高等学校、小野工業高等学校、北条高等学校、播磨農業高等学校、吉川高等学校、社高等学校、東播磨高等学校、播磨南高等学校、姫路別所高等学校、姫路東高等学校、姫路北高等学校、姫路工業高等学校、姫路西高等学校、姫路飾西高等学校、飾磨工業高等学校、姫路商業高等学校、姫路南高等学校、網干高等学校、相生高等学校、龍野高等学校、龍野北高等学校、赤穂高等学校、家島高等学校、夢前高等学校、神崎高等学校、福崎高等学校、香寺高等学校、太子高等学校、上郡高等学校、佐用高等学校、山崎高等学校、伊和高等学校、千種高等学校、豊岡高等学校、豊岡総合高等学校、香住高等学校、日高高等学校、出石高等学校、村岡高等学校、浜坂高等学校、生野高等学校、和田山高等学校、八鹿高等学校、但馬農業高等学校、洲本高等学校、洲本実業高等学校、津名高等学校、淡路高等学校、淡路三原高等学校、芦屋国際中等教育学校、視覚特別支援学校、神戸聴覚特別支援学校、こばと聴覚特別支援学校、姫路聴覚特別支援学校、豊岡聴覚特別支援学校、阪神特別支援学校、むこがわ特別支援学校、芦屋特別支援学校、こやの里特別支援学校、阪神昆陽特別支援学校、上野ヶ原特別支援学校、高等特別支援学校、氷上特別支援学校、いなみ野特別支援学校、東はりま特別支援学校、北はりま特別支援学校、姫路特別支援学校、姫路しらすぎ特別支援学校、播磨特別支援学校、赤穂特別支援学校、西はりま特別支援学校、出石特別支援学校、和田山特別支援学校、あわじ特別支援学校</p> |
| <p>公安委員会</p> | <p>東灘警察署、灘警察署、葺合警察署、生田警察署、兵庫警察署、長田警察署、須磨警察署、垂水警察署、神戸水上警察署、神戸西警察署、神戸北警察署、有馬警察署、芦屋警察署、甲子園警察署、尼崎南警察署、尼崎東警察署、尼崎北警察署、川西警察署、三田警察署、篠山警察署、丹波警察署、明石警察署、三木警察署、小野警察署、加東警察署、加西警察署、西脇警察署、加古川警察署、姫路警察署、飾磨警察署、網干警察署、福崎警察署、たつの警察署、相生警察署、赤穂警察署、穴栗警察署、南但馬警察署、豊岡警察署、美方警察署、洲本警察署、淡路警察署、南あわじ警察署</p> |

3 主な指摘事項

指摘のあった26機関、54項目のうち、主な指摘事項は次のとおりである。

(i) 収入未済について

ア 200万円以上の県税高額滞納額は、前年度同期と比較すると3,465,260円減少（減少率5.6%）しているものの、57,889,768円となっている。（東播磨県民局8,919,370円、中播磨県民センター18,456,298円、西播磨県民局5,313,300円、淡路県民局25,200,800円）

イ 港湾施設使用料等の収入未済額は、前年度同期と比較すると2,459,794円減少（減少率5.0%）しているものの、47,215,538円となっている。（東播磨県民局1,649,310円、中播磨県民センター12,940,218円、淡路県民局32,626,010円）

ウ 生活保護費等弁償金等の収入未済額は、前年度同期と比較すると444,591円増加（増加率8.6%）しており、5,610,328円となっている。（東播磨県民局3,158,853円、中播磨県民センター1,180,572円、但馬県民局1,270,903円）

(2) 予算執行について

令和4年度内に所有権移転登記が完了しなかった高雄有年横尾線防災・安全社会資本整備交付金工事に係る土地売買契約について、繰越手続を経ずに4年度予算で支出されていたものが1件、220,539円あった。(西播磨県民局)

(3) 経理事務について

ア 収入事務について

(7) 港湾施設占用料等を納期限までに完納していない者に対し、督促状により督促すべきであるのに、これを行っていなかったものが4件、2,540,760円あった。(中播磨県民センター)

(4) 令和5年3月31日に現金で収納した歳入歳出外現金(社会保険料)2件、51,240円について、収納時に即納書の作成及びその領収書の交付並びに歳入歳出外現金出納簿への記録を行わず、4月28日まで金庫に保管していた。(相生産業高等学校)

イ 支出事務について

(7) 令和4年10月31日に資金前渡を受けた就学奨励費(教科用図書購入代金)71,280円について、3か月以上金庫に保管していた。(神戸特別支援学校)

(4) 資金前受者口座(振替口座)と同(資金前渡口座)の間で支出先を誤った場合には、歳出戻入の決定を行った上で、誤った口座から戻入し、新たに正しい口座への支出決定を行う必要があるが、光熱水費(ガス料金)の支払において、いずれの事務処理も行わないまま、直接、口座から現金の出入金を行っていた。(西神戸高等特別支援学校)

(4) 公用車の損傷等について

公用車の損傷について指摘したものは4機関、13台であった。(東播磨県民局5台、但馬県民局6台、加東こども家庭センター1台、のじぎく特別支援学校1台)

また、使用中の物品を損傷したときは、物品使用者は直ちに亡失等報告書を所属長を経て知事に提出しなければならないとされているが、その提出を怠ったこと等のため、1機関で公用車6台の損傷の発生時期や原因が不明となっていた。(西播磨県民局)

4 留意・改善・要望事項

留意・改善・要望事項は次のとおりである。

(1) 収入の促進について

収入の促進については、県税事務所において滞納者の財産差押等により徴収を進めるなどの取組が行われた結果、200万円以上の県税高額滞納額の収入未済額は前年度同期と比較すると減少しているものの、全体では依然として多額の収入未済がある。

引き続き、広報啓発等による新規滞納の抑制や早期納入を図るとともに、長期の滞納者や償還に誠意のない債務者に対しては、市町をはじめとする関係者との連携や情報・ノウハウの共有などの組織的な対応のもと、連帯保証人への催告の強化や強制執行の実施に取り組むほか、法令等に基づく債権整理を進めるなど、滞納整理ガイドラインや債権管理標準マニュアル等による取組を継続されたい。

(2) 予算執行の適正化について

令和4年度内に所有権移転登記が完了しなかったにもかかわらず4年度予算で支出していた事例については、健全な財政運営に支障を及ぼしかねない予算統制の逸脱事例である。予算執行に携わる職員には、広く地方自治法や財務規則等の財務法規に精通するよう研さんの機会を与え、会計事務を熟知した人材の計画的な育成を図るほか、事業担当部署と経理担当部署との間の事務手続に遺漏のないよう情報共有の徹底を図り、誤りのない予算執行に努められたい。

(3) 経理事務の適正化について

督促状の発出漏れや現金を長期間金庫に保管していた事例などは、その多くが財務会計事務に係る基本的な理解不足や事務処理の際の不十分な確認に起因するものであるとともに、組織的なチェック体制が機

能しなかったことも原因であると考えられる。

幹部職員はそれぞれの事務処理の現状を把握し、誤りの原因分析を的確に行った上で、組織的なチェック機能の強化、経理事務に精通した人材の養成等による体制強化、財務会計システム等の機能向上による単純な人為的ミスの未然防止など、原因に応じた有効な再発防止策に取り組まれない。

(4) 公用車の損傷防止及び適正な管理について

公用車の損傷防止については、これまでも各機関において交通安全研修の実施や職場会議等での意識啓発等の取組が行われてきたところであるが、指摘に至らない損傷も含め依然多数発生している。

このことから、所属職員に対して安全運転を励行させることは所属長の義務であることを再認識し、事故事例の共有を通じた注意喚起、発生原因の的確な検証に基づく再発防止対策の徹底や効果的な取組事例の共有化とともに、バックモニター等の安全装置やドライブレコーダーの導入など、引き続き実効性のある対策を進められたい。

また、相手方に損害が生じていない物損事故において関係機関への届出がされていない事例があったことから、事故が発生した場合には速やかに関係各所へ届出・連絡されたい。

加えて、損傷の発生時期や原因が不明となっていたことについて、所属長は、自らの管理責任を十分に認識し、所属職員に対し、公用車を損傷した場合には亡失等報告書を直ちに提出する必要があることを周知徹底するとともに、定期的な一斉点検のみならず、運行前後の点検の実施、チェックリストの統一化など効果的な点検及び適切な結果記録により損傷の即時把握に努めるなど、公用車の適正な管理に努められたい。

(5) 内部管理等の取組強化について

内部管理制度が導入されて5年目を迎えているが、予算執行や経理事務等の誤りなどが多数見受けられ、内部管理の効果が十分に発揮されているとはいえない状況である。

このため、内部管理責任者をはじめとする幹部職員は、制度の適正な運用を推進する責任者であるとの自覚のもと、内部管理の意識醸成を図るとともに、必要に応じて研修を実施するなど、各職員が財務に関する事務の根拠法令や想定されるリスクを理解し、日々の業務に取り組むよう、実効性のある制度運用に向けた取組を進められたい。

また、知事部局以外についても、これらに準じた取組に努められたい。

第3 指摘項目の内容

地方機関等

(総務部関係)

東播磨県民局

総務企画室

1 経理事務について

- (1) (目) 弁償金で収入すべき庁舎修繕費等3件、136,400円が(目) 雑入で収入されていた。
- (2) 重複調定したため、道路占用料が1件、1,657,000円過大調定となっていた。

2 物品の損傷について

令和5年1月1日から12月31日において、特に注意喚起を要する自損事故により、公用車を5台損傷(リース車修繕費943,499円)していた。

加古川県税事務所

収税事務について

令和5年度(12月末現在)における200万円以上の県税高額滞納は、前年度同期と比較すると、人数、滞納額はいずれも減少しているものの、その人数は1人、総額は8,919,370円で、全額が滞納繰越分である。

加古川健康福祉事務所

収入の促進について

令和5年度(12月末現在)における生活保護費等弁償金等の収入未済は、前年度同期と比較すると、収入未済額は増加しており、その件数は345件、総額は3,158,853円で、うち滞納繰越分は327件、1,980,641円である。

加古川土木事務所

1 収入の促進について

令和5年度(12月末現在)における雑入(道路損傷行為に係る費用負担金)等の収入未済は、前年度同期と比較すると、収入未済額は減少しているものの、その件数は9件、総額は1,649,310円で、うち滞納繰越分は3件、1,617,330円である。

2 占・使用許可事務について

令和5年3月までに許可期間が満了した河川占用のうち、5年12月末現在許可更新手続未了のものが1件ある。

3 契約事務について

当初契約金額と同額以上となる増額変更契約を行う場合は、変更後の契約金額の100分の10以上となるよう契約保証金の追加徴収等を行うべきであるのに、これを行わなかったため、東播磨道北工区部分開通式典等業務委託に係る契約で、契約保証金の不足している契約が1件(不足額1,498,310円)あった。

4 工事関係事務について

交通誘導警備員の数量を誤ったため、(国)2号外交通安全施設補修工事の設計が1件、138,600円過少設計となっていた。

北播磨県民局

総務企画室

経理事務について

行政財産の使用許可に伴う財産使用料(1件、154,000円)の調定が10か月以上遅れ、令和6年2月5日となっていた。

加東県税事務所**課税事務について**

市への不服申立ての裁決により固定資産の評価額が変更された後に税額を変更すべき令和5年度分不動産取得税、2件、542,800円を裁決前に取り消していた。

加東土木事務所**工事関係事務について**

3次元起工測量・3次元設計データ作成費に係る諸経費の計上を誤ったこと等のため、通常砂防事業等の設計が1件、773,300円過少設計、2件、607,200円過大設計となっていた。

中播磨県民センター**県民交流室****予算執行について**

総務事務システム（給与関連申請）を使用して支給する職員手当（児童手当）が、予算令達額を170,000円超えて執行されていた。

姫路県税事務所**収税事務について**

令和5年度（10月末現在）における200万円以上の県税高額滞納は、前年度同期と比較すると、人数、滞納額はいずれも増加しており、その人数は3人、総額は18,456,298円で、うち滞納繰越分は18,443,798円である。

中播磨健康福祉事務所**収入の促進について**

令和5年度（10月末現在）における生活保護費等弁償金等の収入未済は、前年度同期と比較すると、収入未済額は増加しており、その件数は232件、総額は1,180,572円で、うち滞納繰越分は215件、1,054,592円である。

姫路土木事務所**1 収入の促進について**

令和5年度（10月末現在）における港湾施設占用料等の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも増加しており、その件数は45件、総額は12,940,218円で、うち滞納繰越分は35件、10,348,408円である。

2 補助事業について

補助事業において、消費税及び地方消費税の申告により仕入れに係る税額控除が確定した場合は、補助事業者からの税額控除の状況の報告に基づき、補助金の一部を返還させる必要があるのに、この報告をさせていなかったため、令和4年度県民まちなみ緑化事業において、補助金が1件、16,000円過大交付となっていた。

3 経理事務について

港湾施設占用料等を納期限までに完納していない者に対し、督促状により督促すべきであるのに、これを行っていないものが4件、2,540,760円あった。

4 財産管理事務について

廃川敷地であった国有財産が県に譲与された場合には、速やかに県有財産として保存登記等の登記手続をするものとされているが、令和5年4月17日に譲与された廃川敷地3筆に係る登記が行われていなかった。

5 占・使用許可事務について

- (1) 令和4年3月までに許可期間が満了した港湾水域占用許可のうち、5年10月末現在許可更新手続未了のものが1件ある。
- (2) 調定額の修正依頼を漏らしたため、港湾施設使用料が3件、75,390円過少調定となっていた。

西播磨県民局**総務企画室****物品の管理について**

使用中の物品を損傷したときは、物品使用者は直ちに亡失等報告書を知事に提出しなければならないとされているが、これを怠ったこと等のため、同県民局が把握した公用車6台の損傷は、損傷の発生時期や原因が不明となっていた。

龍野県税事務所**収税事務について**

令和5年度（11月末現在）における200万円以上の県税高額滞納は、前年度同期と比較すると、滞納額は増加しており、その人数は1人、総額は5,313,300円である。

光都農林振興事務所**工事関係事務について**

支障木処理の機械積込・運搬費・枝葉処分費の数量を誤ったため、農山漁村地域整備交付金事業の設計が1件、115,500円過大設計となっていた。

光都土木事務所**予算執行について**

令和4年度内に所有権移転登記が完了しなかった高雄有年横尾線防災・安全社会資本整備交付金工事に係る土地売買契約について、繰越手続を経ずに4年度予算で支出されていたものが1件、220,539円あった。

但馬県民局**総務企画室****物品の損傷について**

令和4年10月1日から5年9月30日において、特に注意喚起を要する自損事故等により、公用車等を7台損傷（リース車修繕費1,130,085円、県有物品損傷額162,800円）していた。

豊岡健康福祉事務所**収入の促進について**

令和5年度（9月末現在）における生活保護費等弁償金等の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも減少しているものの、その件数は136件、総額は1,270,903円で、うち滞納繰越分は130件、1,169,477円である。

豊岡農林水産振興事務所**契約事務について**

県単独緊急防災事業（当初設計額49,355,900円）において、別途発注すべき異なる箇所の法枠補修工を設計変更（変更後設計額62,368,900円）により追加発注していた。

丹波県民局**県民交流室**

経理事務について

戦略的移住推進事業（住環境整備支援）補助金において、明許繰越しに係る事務処理を誤認し、交付決定額に変更がないのに支出負担行為額を減額したため、令和5年3月17日から31日までの間、支出負担行為額が交付決定額を3,333,000円下回っていたものが1件あった。

また、本件において、令和5年度に繰越ししたにもかかわらず5年度分の支出負担行為として整理されていなかった。

淡路県民局**洲本県税事務所****収税事務について**

令和5年度（10月末現在）における200万円以上の県税高額滞納は、前年度同期と比較すると、滞納額は減少しているものの、その人数は3人、総額は25,200,800円で、うち滞納繰越分は22,151,100円である。

洲本農林水産振興事務所**財産管理事務について**

占用許可のない通信線を共架されている電力柱が1本あった。

洲本土木事務所**1 収入の促進について**

令和5年度（10月末現在）における港湾施設使用料等の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも減少しているものの、その件数は34件、総額は32,626,010円で、うち滞納繰越分は24件、29,783,880円である。

2 財産管理事務について

令和5年10月末において同所が管理するふ頭の収益施設用地のうち、利用率が16.4%と低調なものが1か所あった。

（県民生活部関係）

兵庫陶芸美術館**契約事務について**

- (1) 美術品収蔵庫用恒温恒湿エアコン更新工事請負契約に係る履行確認を行った後、6か月以上還付されていない契約保証金が1件、911,000円あった。
- (2) 指名競争入札（紙入札）における再度入札において、入札者が1人の場合にはその入札は成立しないにもかかわらず、この結果をもって随意契約を行っていたものが1件（契約額25,344,000円）あった。

（危機管理部関係）

広域防災センター**財産管理事務について**

行政財産の使用許可更新手続が10か月遅れているものがあった。

（福祉部関係）

中央こども家庭センター**収入の促進について**

令和5年度（12月末現在）における児童福祉施設弁償金等の収入未済は、前年度同期と比較すると、収入未済額は増加しており、その件数は163件、総額は1,074,332円で、うち滞納繰越分は146件、897,115円である。

加東こども家庭センター

物品の損傷について

令和5年1月1日から12月31日において、特に注意喚起を要する自損事故により、公用車を1台損傷（リース車修繕費389,851円）していた。

姫路こども家庭センター

1 収入の促進について

令和5年度（10月末現在）における児童福祉施設弁償金等の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも増加しており、その件数は320件、総額は3,099,863円で、うち滞納繰越分は253件、1,928,053円である。

2 経理事務について

児童虐待アドバイザー活動費に係る報償費（謝金）等の支出において、3か月から12か月以上遅れているものが20件、347,582円あった。

（農林水産部関係）

県立農林水産技術総合センター

契約事務について

指名競争入札（紙入札）における再度入札において、入札者が1人の場合にはその入札は成立しないにもかかわらず、この結果をもって随意契約を行っていたものが1件（契約額5,604,000円）あった。

（まちづくり部関係）

県立淡路景観園芸学校

経理事務について

（款）財産収入で収入すべき教員住宅等使用料1件、81,400円が（款）使用料及び手数料で収入されていた。

（教育委員会関係）

有馬高等学校

経理事務について

入居料の算定を誤ったため、建物賃貸料が1件、173,400円過少調定となっていた。

篠山東雲高等学校

収入の促進について

令和4年度（5年6月末現在）における教育施設生産物売払収入の収入未済は、1件、785,960円で、全額が滞納繰越分である。

多可高等学校

予算執行について

令和4年度予算で支出すべき需用費（消耗品購入代金）1件、85,635円が5年度予算で支出されていた。

相生産業高等学校**経理事務について**

令和5年3月31日に現金で収納した歳入歳出外現金（社会保険料）2件、51,240円について、収納時に即納書の作成及びその領収書の交付並びに歳入歳出外現金出納簿への記録を行わず、4月28日まで金庫に保管していた。

青雲高等学校**経理事務について**

債権放棄の手続を行わないで、不納欠損処分をしていた違約金が1件、3,036,600円あった。

のじぎく特別支援学校**物品の損傷について**

特に注意喚起を要する過失により、公用車を1台損傷（損傷額328,433円）していた。

神戸特別支援学校**経理事務について**

令和4年10月31日に資金前渡を受けた就学奨励費（教科用図書購入代金）71,280円について、3か月以上金庫に保管していた。

西神戸高等特別支援学校**経理事務について**

資金前受者口座（振替口座）と同（資金前渡口座）の間で支出先を誤った場合には、歳出戻入の決定を行った上で、誤った口座から戻入し、新たに正しい口座への支出決定を行う必要があるが、光熱水費（ガス料金）の支払において、いずれの事務処理も行わないまま、直接、口座から現金の出入金を行っていた。

(公安委員会関係)**西宮警察署****物品の損傷について**

令和4年9月1日から5年8月31日において、特に注意喚起を要する過失により、パソコンを1台損傷（リースパソコン修繕費305,800円）していた。

伊丹警察署**経理事務について**

車両修繕費の執行に際し、事前に支出負担行為の決定を行わずに需用費（修繕費）を支出していたものが1件、893,904円あった。

宝塚警察署**予算執行について**

令和5年度以降の債務負担行為がないのに、土地賃貸借に係る契約で、4年度中に締結しているものが5件、2,502,444円あった。

高砂警察署**物品の損傷について**

令和5年1月1日から12月31日において、特に注意喚起を要する過失により、パソコンを1台損傷（リースパソコン修繕費302,170円）していた。